ハ　早期償還の開始から終了までの期間は、当該開始時点における証券化目的導管体の債務総額の九十パーセント以上が償還又はデフォルトしたものとして認識されるのに十分な程度の長期に設定されること。

ニ　ハに定める期間内のいずれの時点においても、未償還残高は、当該期間において均等額の償還を行った場合の未償還残高を下回ってはならない。

七十七　非コントロール型の早期償還条項　早期償還条項のうちコントロール型の早期償還条項を除いたものをいう。

七十八　エクセス・スプレッド　証券化目的導管体が受け取る収益その他の収入の合計額から、投資家への元利払いの額、サービサーへの支払手数料、貸倒償却その他証券化エクスポージャーに対する元利払いに優先する証券化目的導管体の費用を控除した額のことをいう。

七十九　個別リスク　特定の債券、株式その他の資産の価格が、市場全体の価格変動と異なって変動することにより発生しうる危険をいう。

八十　一般市場リスク　市場全体の価格変動により発生しうる危険をいう。

八十一　子会社　法第二十九条の四第三項に規定する子会社をいう。

八十二　子会社等　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第十五条の十六の二第二項に規定する子会社等をいう。

八十三　関連会社等　令第十五条の十六の二第三項に規定する関連会社等をいう。

第二章　算式等

（連結自己資本規制比率）

第二条　最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であることの基準は、次条の規定により算出される比率（以下「連結自己資本規制比率」という。）が、八パーセント以上であることとする。

（連結の範囲）

第三条　連結自己資本規制比率は、最終指定親会社を連結財務諸表提出会社として作成された連結財務諸表に基づき、次の算式により算出するものとする。ただし、最終指定親会社が銀行及び銀行法第五十二条の二十三第一項第一号から第十号まで又は第十二号に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社（以下「金融子会社」という。第八条第一項において同じ。）については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第五条第二項の規定を適用しないものとする。

$$\frac{\text{自己資本の額（基本的項目＋補完的項目＋準補完的項目－控除項目）}}{\text{信用リスク・アセットの額＋マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額}}$$

2　前項の規定にかかわらず、最終指定親会社が指定国際会計基準（連結財務諸表規則第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。以下同じ。）に基づき、連結財務諸表の作成を行っている場合には、当該連結財務諸表に基づき連結自己資本規制比率を算出することができる。この場合において、指定国際会計基準に基づく財務諸表における本告示適用についての技術的読替えは、金融庁長官が別に定めるものとする。

3　前二項の規定にかかわらず、最終指定親会社が保険会社等（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社、同条第十八項に規定する少額短期保険業者及びこれに準ずる外国の法人をいう。以下同じ。）を子法人等としている場合における当該子法人等（第八条第一項第二号ハにおいて「保険子法人等」という。）については、連結の範囲に含めないものとする。

4　第一項の規定に基づき、最終指定親会社が連結自己資本規制比率を算出する場合、当該最終指定親会社は当該計算方法を継続して用いなければならない。

第四条　前二条の規定（前条第二項を除く。）にかかわらず、最終指定親会社は、特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年十二月金融庁告示第百二十八号。以下「特別金融商品取引業者に対する連結自己資本規制比率告示」という。）の例により、連結自己資本規制比率を算出することができる。この場合において、最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準は、連結自己資本規制比率が百二十パーセント以上であることとする。

2　前項の規定に基づき、最終指定親会社が特別金融商品取引業者に対する連結自己資本規制比率告示の例により連結自己資本規制比率を算出する場合、当該最終指定親会社は当該計算の方法を継続して用いなければならない。

3　前二項の規定を利用する場合又はやむを得ない理由によりその利用を中止する場合は、あらかじめその旨を金融庁長官に届け出なければならない。

4　第一項の規定に基づき連結自己資本規制比率を算出する最終指定親会社が指定国際会計基準に基づき連結財務諸表を作成している場合には、当該連結財務諸表に基づき連結自己資本規制比率を算出することができる。

（基本的項目）

第五条　第三条の算式において基本的項目の額は、株主資本（非累積的永久優先株を含み、社外流出予定額（剰余金の配当の予定額をいう。以下同じ。）並びに次条第一項第四号及び第六号に掲げるものを除く。）、その他有価証券評価差損（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計（時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部に繰り延べる方法をいう。以下同じ。）を適用する場合にあっては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益（同項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、時価評価されているその他有価証券をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に限る。以下同じ。）の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。）、為替換算調整勘定、新株予約権及び連結子法人等の少数株主持分（当該連結子法人等が株主資本に計上している次条第一項第四号及び第六号に掲げるものの額に相当する額を除く。）の合計額から次の各号に掲げる額の合計額を控除したものとする。

一　のれんに相当する額（正の値である場合に限る。以下同じ。）

二　営業権（のれんを除く。以下同じ。）に相当する額

三　企業結合又は子会社等の株式の追加取得により計上される無形固定資産（のれんを除く。第十条において同じ。）に相当する額（企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社等の株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額に限る。第十条において同じ。）

四　証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額

五　内部格付手法採用最終指定親会社において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額（第百二十六条に定める期待損失額をいう。以下この章において同じ。）の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該上回る額の五十パーセントに相当する額

2　あらかじめ定めた期間が経過した後に一定の金利又は配当率（以下「ステップ・アップ金利等」という。）を上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等（基本的項目に算入される資本調達手段をいう。専ら当該最終指定親会社等の資本調達を目的として海外に設立された連結子法人等（以下「海外特別目的会社」という。）の発行する優先出資証券を含む。）について、発行予定株式等の額及び発行済株式等の額の合計額は発行時の基本的項目の額及び当該発行予定株式等の額の合計額の十五パーセントを限度とする。